

## 三重県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金交付要領

### (通則)

第1条 三重県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」（令和7年12月26日障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「実施要綱（者）」という。）」、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」（令和7年12月26日こ支障第447号こども家庭庁支援局長通知（以下「実施要綱（児）」という。）」、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第240号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 補助の対象となる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第122号。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）による指定等を三重県内で受けた障害福祉サービス事業所等で、実施要綱（者）4（1）又は実施要綱（児）4（1）に定められた要件を満たす事業所を運営する法人等とする。

### (事業内容)

第4条 障害福祉サービス事業所等に対し、実施要綱（者）7又は実施要綱（児）7に定める補助対象経費を補助する。

なお、本事業を活用して賃金改善を行う対象者は、実施要綱（者）4（2）又は実施要綱（児）4（2）に定めるとおりとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施要綱（者）5又は実施要綱（児）5に定める額とする。

(補助の要件)

第6条 補助の対象となる者は、実施要綱（者）6又は実施要綱（児）6に定める支給要件を満たさなければならない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、実施要綱（者）8（1）又は実施要綱（児）8（1）に基づき、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金計画書（以下「計画書」という。）に役員等調書を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の条件は、三重県補助金等交付規則第5条の規定により次のとおりとする。

- (1) 補助金は、補助対象事業に使用しなければならない。
- (2) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (3) 補助対象経費については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に充当しないこと。消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額を申告し、当該仕入控除税額を三重県に返還しなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
- (6) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(決定の通知)

第 10 条 知事は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合には、その条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 11 条 規則第 7 条に規定する申請の取下げは、補助金の交付決定の通知のあった日から起算して 15 日を経過する日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

- 第 12 条 補助金の支払いは、概算払により行うことができるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により、概算払を受けた場合は、当該事業完了後、すみやかに概算払精算書を提出しなければならない。
  - 3 補助金の支払いは、補助事業者が計画書で希望した振込先又は別途届出のあった振込先に支払うものとする。

(決定の取消)

第 13 条 知事は、補助事業者が、実施要綱（者）9（1）又は実施要綱（児）9（1）に定める場合又は規則第 16 条第 1 項各号に該当するほか、第 9 条に規定する交付の条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、事業が完了したときは、知事が別に定める日までに、実施要綱（者）8（2）又は実施要綱（児）8（2）の規定に基づき、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定の内容が適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 2 月 1 6 日から施行する。